

訂正情報（2018年3月19日）

本書（2018年2月，第1刷）の下記のページに誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

●p. 5 下から 8 行目：

【誤】この章題には「認知」の語も「臨床」の語も見られないが

→【正】この章題には（「社会的認知」以外には）「認知」の語も「臨床」の語も見られないが

●p. 7 下から 8 行目：

【誤】人間性心理学の代表である。クライアント中心療法

→【正】人間性心理学の代表であるクライアント中心療法

●p. 121 下から 10 行目：

【誤】更生保護事業法

→【正】生活保護法

●p. 149 下から 7 行目：

【誤】戻し収容の決定

→【正】戻し収容決定の（家庭裁判所への）申請

●p. 149 下から 2 行目：

【誤】中央更生保護委員会

→【正】中央更生保護審査会

●p. 155 の 10 行目：

【誤】解除の措置

→【正】良好措置（保護観察の終了）

●p. 155 の 14 行目：

【誤】地方更生保護委員会に勤務する保護観察官は、刑務所や少年院からの仮釈放・仮退院に向けて生活環境の調整を行い、審理のための調査を行う。保護観察所では、保護司と協働して面接や医療・福祉・教育との連携など保護観察による指導を担っている。

→【正】地方更生保護委員会に勤務する保護観察官は、刑務所や少年院からの仮釈放・仮退院に関する審理のための調査を行う。保護観察所では、保護司と協働して面接や医療・福祉・教育との連携など保護観察による指導や、出所後の生活環境の調整を担っている。

●p. 155 の 19 行目：

【誤】法務省矯正局

→【正】法務省保護局又は更生保護官署（地方更生保護委員会又は保護観察所）